

東成区役所における随意契約(特名随意契約)結果(業務委託)

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「モノづくり体験」イベント運営業務委託	その他	株式会社ジェイコムウエスト	1,805,100円	令和5年10月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	－
2	大阪市東成区役所住民情報業務等委託	その他	キャリアリンク株式会社	196,925,300円	令和5年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5 (プロポーザル方式による)	－

地方自治法施行令第167 条の2 第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

随意契約理由書

1 案件名称

「モノづくり体験」イベント運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウエスト

3 随意契約理由

本事業は、次世代を担う子どもたちに「東成区の地域資源」であるモノづくりに関わる機会を提供するための体験型イベントを実施し、モノづくりに対する関心や興味を持ってもらうとともに、次世代の人材確保や育成、区への愛着心の醸成へと繋げていくことを目的とする。

事業目的を達成するためには、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活かす必要があるため、事業者選定方法としては、事業者の技術力や創意工夫を評価することができる公募型プロポーザル方式を採用した。3者から提案があり、審査の結果、合計点がもっとも高く、かつ全委員の点数が60点以上であった株式会社ジェイコムウエストを本事業の委託事業者として選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所市民協働課（電話番号：06-6977-9904）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市東成区役所住民情報業務等委託

2 契約の相手方

キャリアリンク株式会社

3 随意契約理由

大阪市においては、「民間にできることは民間に委ねる」という考え方のもと、市民サービスの向上と効率的な業務運営に向けて、「東成区役所窓口サービス課（住民情報）」における住民情報業務（窓口処理業務・郵送等処理業務）、手数料の徴収・収納業務、フロアマネージャー業務の他関連業務について、個人情報の保護に十分留意したうえで、業務仕様書及び特記仕様書に基づき業務を委託する。

業務の遂行にあたり、質の高い効果的な事業を実施するため、高度な専門的知識と必要なノウハウ等を有し優秀な実績をもつ事業者を選定する必要があることから公募型プロポーザル方式により事業者の選定をおこなった。その結果、キャリアリンク株式会社が総合的に最も優れた企画提案を行ったため地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東成区役所 窓口サービス課（住民情報） （電話番号 06-6977-9072）